

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和4年度第4回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和4年10月3日(月) 18:30~19:30 札幌市建設局みどりの推進部大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、加藤 智恵、菊地 秀一、深澤 梨恵、藪 淳一 (敬称略)
傍聴者数	1名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員の設定について」 ・「認定こども園の整備計画及び認可・認定について」 ・「保育所及び地域型保育事業の設置者変更に伴う認可について」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定」を用いて説明</p> <p>「保育所や幼稚園型認定こども園から、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、認可をする施設の4件」、「保育所や地方裁量型認定こども園から、保育所型認定こども園への移行に伴い、認可・認定をする施設の44件」、「幼稚園から、幼稚園型認定こども園への移行に伴い、認定をする施設の2件」、「保育所及び小規模保育事業A型の設置者変更に伴い、認可をする施設・事業の各1件」、「幼稚園の施設型給付への移行の1件」の利用定員について、ご審議をいただく。</p> <p>まず表の見方についてご説明する。</p> <p>「種別」は、今回移行予定の施設の種別を、「利用定員(案)」は、今回ご審議いただく部分になり、利用定員を3号・2号・1号の区分で示している。</p> <p>そして、「整備区分・備考」欄には、移行前の施設の種別を示している。</p> <p>次に、表の「種別」欄を縦にご覧いただきたい。</p> <p>認定こども園については、幼保連携型、保育所型、幼稚園型の3つに区分しており、その下には、保育所、小規模保育事業A型、幼稚園の区分を記載している。</p> <p>次に、施設類型別にご説明する。</p> <p>幼保連携型認定こども園4件について、3件は保育所からの移行であり、移行に</p>

に伴い、新たに1号定員を設定する。また、「幼保連携型認定こども園茨戸メリー幼稚園」は、幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行であり、現在の1号定員を減らして、3号定員を設定する。表中のカッコ内の数字は、現行定員からの変更分である。

次に、保育所型認定こども園44件について、43件は保育所からの移行であり、認定こども園化に伴い、新たに1号定員を設定する。例えば、保育所型認定こども園の「たかさごスクール大通公園」では、1号定員は15人増を予定している。0歳の定員は6人と記載があり、その横にカッコ付きで「▲6」と記載しているが、現行の定員が12人のところ6人減らして6人にするという意味である。さらに、1・2歳の欄には30の数字の横に「+6」と記載しているが、現行の24人から6人増やして30人にするという意味である。このように、2・3号定員の内訳については一部変更があるものの、いずれも年齢区分間で定員数を変更するものであり、2・3号定員の合計に変更はない。「認定こども園森のタータン保育園宮の沢」は、地方裁量型認定こども園から保育所型認定こども園への移行であり、全て現行の利用定員と同様に設定するため、1号定員を含めて定員の増減はない。

次に、幼稚園型認定こども園2件について、幼稚園からの移行であり、現在の1号定員を減らして、2号定員を設定する。

保育所1件と、小規模保育事業A型1件については、現在の運営主体の法人が、新たに設立した子会社に設置者を変更するものであり、定員の変更はない。ただし、手続き上、現在の運営主体の法人の認可を廃止して、新しい法人に改めて認可する必要があることから、今回お諮りする。事業者の適格性等については、後ほど資料5で説明する。

最後に幼稚園について、私学助成の幼稚園から新制度に移行する幼稚園1園の定員設定であり、今回1号定員150人を設定する。

以上を踏まえて、今回設定する利用定員の合計は、2・3号で4,899人分、1号で941人となる。また、「供給量 増減数 合計」は、2・3号はプラス50人、1号はプラス391人となる。

○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。

表の構成は、左から順に「区域」（全市、行政区別）、「区分」（年齢別）となっており、「A」が、令和4年4月時点の供給量である。

次の列が、本年度中に決定する確保方策ごとの供給量である。今回ご審議いただく案件において、確保する供給量のほか、今年に入り部会でご審議いただいた施設整備の案件や、既存施設の定員変更等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を「B」で示している。

今回の整備計画に加え、既にご承認いただいている分も含めると、令和4年度は、1号定員を除き、合計251人分の供給量が確保できる見込みとなる。

「C」では、令和5年4月時点の供給量を、「D」では、令和5年4月時点のニー

ズ量を示している。当該ニーズ量については、現在、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの内容が確定していないことから、見直し前のニーズ量を掲載している。

また、「C」と「D」の差については、「需給状況（C-D）」で示している。

全市として2号保育は不足しているものの、2号教育と合算すると充足する状況になっている。また、一部の区においては供給量が不足している区分もある。

今後の供給量確保については、今年度中に策定する「子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」の内容に基づいて取り組んでまいりたいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○保育所からの移行が多いが、これによって認定こども園の施設数はどう変わるのか

→本市の認定こども園（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）の施設数は、令和4年10月時点で、158施設あり、今回の認定こども園の移行計画が承認された場合、約200施設程度となる。

○近年、保育所が保育所型認定こども園に移行することが多いが、その理由をどのように考えているか。

→1号定員を設定することで多様な保護者のニーズに対応することができるため、結果として、保護者に選ばれやすい園となり、認定こども園に移行しているのではないかと考えている。

○市の意見に加え、1号と2号では、保育時間や保護者の経済的負担が異なるため、家庭状況に合わせて有利な方を選択できることや、施設の収入が増加するため、職員配置を手厚くできるということもあるのではないかと思います。

○現状においても、市の2号の教育ニーズ量は、供給量を上回っている状況である。今後、市では、認定こども園を積極的に増やしたいという意向か、あるいは要望があれば認めるという程度の意向であるか。

→認定こどもへの移行は既存施設の活用にあたるため、現行の子ども・子育て支援事業計画期間中においては、認定こども園への移行を、引き続き、進めて参りたいと考えている。次期事業計画の策定時においては、情勢を踏まえて検討していきたい。

○国が認定こども園への移行を推奨している中、市が認定こども園への移行を拒否することはなかなか難しいのではないかと。

○保育所から認定こども園への移行が進むことで、教育ニーズが過剰となり、経営が厳しくなる園もあるのか。

○保育所から認定こども園に移行した場合、多くは、在園児が1号認定を受けるこ

<p>2. 認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>とになり、純粋に幼稚園として利用したい児童が入園することは少ないのではないかと思う。ただし、少子化の影響より、経営が厳しくなっていると思う。</p> <p>上記の質疑の後、提示した利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料2「認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認可・認定」を用いて説明</p> <p>今回は、幼保連携型認定こども園への移行が1件、幼稚園型認定こども園への移行が2件、合計3件となっている。</p> <p>幼保連携型認定こども園1件の利用定員の設定は、幼稚園型認定こども園からの移行に伴い、1号定員を減らした上で、新たに3号定員を設定する。また、厨房設備や、乳児室の設置等の改修工事を実施した上で移行する予定である。</p> <p>幼稚園型認定こども園2件の利用定員の設定は、いずれも3号定員の設定はなく、1号の定員を減らした上で、新たに2号定員のみを設定する。当該2園は、施設本体の改築整備等は伴わずに移行する予定である。</p> <p>次に各案件の審査内容については、上から順に、「設置する区」、「設置者」、「施設の名称と所在地」、「利用定員」を記載している。また、1から4までが、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に共通する審査基準の項目、5以降は、幼保連携型認定こども園の審査基準である。</p> <p>それでは、審査基準に沿ってご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」では、本市で定めている「子ども・子育て支援事業計画」における保育の需給計画との整合性について確認している。当該計画において、供給量の確保の方策として、既存施設の活用を優先することとしており、今回の案件は、既存施設の活用にあたることから、「適」と判断した。</p> <p>「2 欠格事由」では、申請者が禁固刑を受けているなどの欠格事由に該当していないことを確認している。</p> <p>「3 設備」では、保育等に必要部屋があるか、面積が基準を満たしているのかなどを審査している。例えば、「幼保連携型認定こども園茨戸メリー幼稚園」の園舎面積は、747.72㎡必要となるどころ、実面積が1,748.08㎡であり、基準上必要な面積を確保できているため、「適」と判断している。同様に、園庭、乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室の面積についても確認している。また、保育室等の部屋が2階以上にある場合は、園舎が耐火構造となっているか、常用階のほかに、避難設備としての屋外階段など、必要な設備を設置しているかを確認している。</p> <p>「4 運営」について、認定こども園は、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、また、1学級の子どもの数は35人以下を原則としているため、これを満たしていることを確認している。また、「食事の提供」については、認定こども園の場合、2号認定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供</p>
--	---

方法等を確認している。また、1号認定の子どもに対する食事の提供は任意だが、あわせて提供方法等を確認している。なお、子どもへ提供する食事を施設内で調理することを「自園調理」と呼んでおり、保育施設において食事の提供を行う場合は、この「自園調理」が原則となる。ただし、幼稚園型認定こども園は例外的な取り扱いがあるため、後ほど、具体的な案件の中でご説明する。「園長」については、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。「従事者」については、資格条件のほか、子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっており、これを満たす必要があるため、事業者は、来年4月に向けて必要な採用等を行っていくこととなる。「子育て支援事業」については、認定こども園は地域における子育て支援の機能が必要になるため、具体的な事業の実施予定があることを確認している。

「5 資金計画」では、施設の財政状況について確認しているほか、工事が必要な場合はその資金が確保されていることも併せて確認している。

「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。

「7 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

続いて、各施設の特徴的な部分や例外的な取り扱いをご説明する。

「幼保連携型認定こども園茨戸メリー幼稚園」は、厨房設備や、乳児室の設置等の改修工事を予定しており、工事に必要な費用は、法人本部予算から支出可能なことを確認している。

「認定こども園さゆり幼稚園」は、「食事の提供」については、さきほどご説明した「自園調理」の例外として、「外部搬入」により食事を提供する予定である。外部搬入とは、幼稚園型認定こども園については衛生面や栄養面で必要な配慮がなされている等の条件を満たす場合は、自分の園以外の場所で調理したものを、園に搬入する制度である。

「認定こども園虹の森カトリック幼稚園」についても、「食事の提供」を外部搬入にて食事を提供する予定であり、また1号児童については、金曜日は弁当持参となっている。

以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略する。

【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

<p>3. 認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料3「認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定」を用いて説明</p> <p>今回の審査は、幼保連携型認定こども園への移行が3件、保育所型認定こども園への移行が43件で、合計46件である。</p> <p>件数が多いので、ポイントを絞ってご説明する。</p> <p>設定する定員は、現在の保育所の利用定員に1号定員をプラスするため、1号定員の設定分が、定員の純増分になる。備考欄には、整備計画について記載しているが、今回の案件では、「認定こども園こころ篠路保育園」のみ改修工事を予定しており、その他の案件は、改修工事等をせずに既存の施設をそのまま活用して移行する予定である。</p> <p>例えば、保育所型認定こども園の1番、「たかきごスクール大通公園」では、備考欄に「園舎面積について移行特例を適用」や、「屋外遊戯場は公園、代替園庭」と記載しているが、これらについては、後ほどご説明する。</p> <p>審査基準については、資料2と同様になる。各施設の特徴的な部分や例外的な取り扱いについて、ご説明する。</p> <p>「認定こども園こころ篠路保育園」は、移行に伴い、足洗い場の設置工事を予定しており、工事に必要な費用は、法人予算から支出可能なことを確認している。</p> <p>「認定こども園宮の沢すずらん」は、「園庭」で、移行特例を適用している。</p> <p>移行特例とは、平成26年度に幼保連携型認定こども園に関する札幌市の設備基準条例が施行される前に、既に運営していた保育所や幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園舎及び園庭の面積については、元の保育所や幼稚園の基準を適用し、移行を可能とする制度である。本件では、園庭面積について、この移行特例の基準を適用している。</p> <p>また、ほふく室については、基準面積の49.50㎡に対して、計画上の面積が46.47㎡というように、単独では基準を満たしていない。考え方としては、乳児室は0歳児、ほふく室は1歳児を想定した基準面積の計算をしているが、この二つの部屋は「ほふく」をする・しないで目的が分かれている一方、ほふくを始める時期は個人差があることから、明確な区分けはない。その考えに従い、札幌市ではいずれの部屋も一人当たり3.3㎡と、同じ面積基準にしているため（乳児室の国基準は1.65㎡）、乳児室とほふく室は合計面積で基準を満たしていれば適と判断している。本件についてもこの考え方を適用している。</p> <p>「たかきごスクール大通公園」は、「代替園庭」を使用する計画としている。「代替園庭」とは、園庭は園の敷地内に確保することが原則であるが、保育所型認定こども園で、基準以上の面積を確保できない場合には、近隣の公園を代替園庭として使用することが認められている制度であり、本件でもそれを適用している。</p> <p>「きずな麻生保育園」は、設置者が「株式会社」である。株式会社等は社会福祉法人とは異なる内容で、資金計画を審査している。具体的には、年間の運営費の1/12に、物件を賃貸する場合の年間の賃貸費用などを普通預金などの形で保有している</p>
--	---

必要があり、その資金があることを確認している。さらに、「収支状況について3期連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」も条件となっており、これらが満たされていることを確認している。

この園と同じく、設置者が株式会社等の案件については、「認定こども園北一条すずらん保育園（特定非営利活動法人札幌ベビールーム）」、「もみの木にいな認定こども園（一般社団法人美友希保育園）」、「認定こども園おひさまさっぽろ東保育園（株式会社スマイルクルー）」がある。

「二十四軒保育園」は、本園と分園で運営している。本園では2歳児から5歳児まで、分園では0歳児と1歳児を受け入れており、それぞれの建物において、定員に応じた面積を確保していることを確認している。

以上について、本市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略する。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○今回移行する施設について、市の監査等を実施しているのか、また実施している場合、頻度はどの程度か。さらに、監査では設備について、図面どおりに出来ているかを確認しているのか。

→本市では原則として、年1回監査を実施している。設備については、認可・確認時に確認している。

○職員が足りているか監査で確認をしているのか。

→監査では、月の初日の児童数に対する職員配置状況を必ず確認している。これ以外においても、各施設設置者の責任において、充足するよう求めている。万が一、おかしな点があった場合は、日々の職員配置についても確認することがある。

○職員不足により、入所を断られることや、保護者の就労時間が長くなり、保育の必要な時間が変更となったにも関わらず、保護者が希望する時間を保育してもらえないことはあるか。

→本市の監査においては、現に入所している児童に対して、必要な職員が配置されていることを確認している。新規の入所調整の段階で、新たな児童が入所することにより必要な職員配置ができない場合は、新規の受入を行わないことは起こりえる。入所児童の保育時間の変更については、就労時間の変更に伴い、保育認定が保育短時間から保育標準時間になるような場合でなければ、これに対応できる職員体制となっているはずである。

上記の質疑の後、認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、

<p>4. 認定こども園（地方裁量型認定こども園からの移行）の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料4「認定こども園（地方裁量型認定こども園からの移行）の整備計画及び認可・認定」を用いて説明</p> <p>今回の審査は、「認定こども園森のタータン保育園宮の沢」1件の審査となる。</p> <p>定員設定については、現在の地方裁量型認定こども園の利用定員と同様に設定することから、1号定員を含めて定員の増減はない。また、今回の案件では、改修工事などの施設整備等をせずに既存の施設をそのまま活用して移行する予定である。</p> <p>制度上、地方裁量型認定こども園は「認可」を受けていないことから、補助金の受給や実習生の受入等にも制限があるため、それらを解消するために移行するものである。定員は変更せず、施設整備も行わないことから、保育の内容は現状から全く変わらずに、在園児や周辺の保育環境への影響もない。</p> <p>審査基準については、資料2と同様になる。続いて、特徴的な部分をご説明する。</p> <p>「園庭」については、保育所型認定こども園の場合、基準以上の面積を確保できない場合、近隣の公園を代替園庭として使用することが認められており、本件でもそれを適用する。</p> <p>設置者は「株式会社」であるため、社会福祉法人等とは異なり、年間の運営費の1/12、年間の賃貸費用及び1千万円を普通預金などの形で保有している必要があり、その資金があることを確認している。さらに、「収支状況について3期連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」も併せて確認している。</p> <p>以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」と判断をし、総合評価として「適」と判断した。</p> <p>各施設の周辺図及び平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略する。</p> <p>【委員意見・質問なし】</p> <p>上記の説明の後、認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料5「保育所及び地域型保育事業（設置者変更）の認可」を用いて説明</p> <p>案件は2件で、何れも設置者を現在の運営法人から、その法人が新たに設立した子会社に変更するものである。</p> <p>保育施設の運営に特化した子会社において、より専門的な運営体制を構築することが可能となることから、設置者の変更を予定している。</p> <p>設置者に変更となる以外は、定員を含めて変更はないが、認可の根拠法令である、</p>
<p>5. 保育所及び地域型保育事業の設置者変更に伴う認可について</p>	<p>認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料5「保育所及び地域型保育事業（設置者変更）の認可」を用いて説明</p> <p>案件は2件で、何れも設置者を現在の運営法人から、その法人が新たに設立した子会社に変更するものである。</p> <p>保育施設の運営に特化した子会社において、より専門的な運営体制を構築することが可能となることから、設置者の変更を予定している。</p> <p>設置者に変更となる以外は、定員を含めて変更はないが、認可の根拠法令である、</p>

児童福祉法には、事業者の変更に関する規定がないことから、一度廃止とした上で新たに認可を行う、といった手続きが必要となるため、今回お諮りする。

ご審議いただくのは、認可保育所「富丘バオバブ保育園」、小規模保育事業A型「富丘ニンニン保育園」であり、2件とも現在の設置者が「株式会社共通運輸」であり、これを新たに設立した子会社である「株式会社晴」に変更して、引き続き運営するもので、形式的な設置主体のみの変更となる。

審査については、次のとおり新設の場合と同様の確認を行っている。

「土地・建物」については、保育を実施している物件を変更後の事業者が賃貸して使用することを確認している。

「運用財産」については、2施設分の年間事業費の1/12、年間賃借料及び保育所については、+1,000万円の合計額を当該法人の普通預金にて保有していることを確認している。

「財務状況」「知識又は経験」「社会的信望」「欠格事由」についても問題ないことを確認している。

「在園児の処遇」については、卒園児を除き、引き続き入所継続を希望する児童について、全員の入所を継続することを確認しているため問題ない。

「職員体制」についても、現在雇用している職員を、引き続き法人で雇用して使用するため、必要職員は確保済みである。

以上、繰り返しとなるが、本件は現在の運営主体が認可を受けていた事業について、その法人の子会社に運営主体を変更する内容であり、引き続き法律、条例等の基準を満たすことを確認しており、また、現に当該事業所を利用する児童の処遇等を害することもないことから、認可することが適当であると判断した。

【委員意見・質問なし】

上記の説明の後、申請内容が適正であると認められた。